

平成22年10月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第15921号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年9月3日

判 決

原 告

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士 田 中 庄 司

同訴訟復代理人弁護士 柴 田 大 祐

東京都中央区晴海1-8-10 トリトンスクエアX棟

被 告 C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式  
会社

同職務執行者 浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人 山 本 圭 一

主 文

1 被告は、原告 に対して、642万1531円及びう

ち162万1411円に対する平成22年2月12日から、

うち267万5293円に対する平成22年2月24日から、

うち173万6158円に対する平成22年2月24日から、

それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 に対して、65万9346円及びうち

61万8331円に対する平成22年1月24日から支払済

みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告 のその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項について、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求の趣旨

1 主文第1項と同旨

2 被告は、原告 に対し、82万3727円及びうち16万1704円に対する平成14年6月4日から、うち61万8331円に対する平成22年1月24日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

1 本件は、原告らそれぞれが、貸金業者である被告（被告が吸収合併した会社を含む。）との間で、継続的に金銭の借入れと返済とを繰り返す取引を、原告 については別紙計算書1の1ないし同1の3記載のとおり、原告 については別紙計算書2の1及び同2の2記載のとおり行っていたところ、利息制限法所定の制限利率を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当する（以下、この計算方法を「引直計算」という。）と、過払金が発生しており、かつ、被告は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）の支払を求めた事案である。なお、原告 は、被告の指摘を受け、別紙計算書2の1記載のうち、平成3年10月10日40万円借入れが、同年1月10日40万円の借入れの誤りであったことを認めた。同部分を訂正したものが別紙計算書2の3である。

被告は、原告 との間で、別紙計算書1の1ないし同1の3記載の取引を行い、原告 との間で別紙計算書2の2及び同2の3記載の取引が行われたことは認め、①原告 との間の別紙計算書2の3記載の取引については、貸金残金があるとして、別紙計算書2の2記載の取引に基づく過払金返還請求権と相殺する、②被告が

過払金について悪意の受益者であること否認する、と主張した。

### 第3 当裁判所の判断

1 原告 と被告との間で、別紙計算書1の1ないし同1の3記載の取引が行われ、原告 と被告との間で、別紙計算書2の2及び同2の3記載の取引が行われたことについては、当事者間に争いが無い。

#### 2 悪意の受益者について（被告の主張②）

被告が貸金業者であることからすれば、被告が原告らとの各取引における約定利率が利息制限法所定の制限利率を超えるものであることを知りながら、原告らに対する貸付けを行い、原告らから制限超過部分を含む弁済金を受領していたことは明らかであるから、その受領について平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律43条1項のみなし弁済（以下「みなし弁済」という。）の適用が認められない場合には、その適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえることができる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである。

そして、上記特段の事情があるといえるためには、少なくとも、被告が原告らとの各取引についていわゆる17条書面及び18条書面を交付していたことを立証する必要があるところ、被告は、上記書面を交付していたことについて、別紙計算書1の1記載の取引の一部についてしか具体的な立証を行っていないから（単に、その当時の一般的な業務態勢について主張立証するのみでは不十分である。）、上記特段の事情があると認めることはできない。

したがって、被告は、悪意の受益者に該当する。

#### 3 引直計算について

以上を前提に、原告らと被告との取引について引直計算を行うと、原告 の取引については、別紙計算書1の1ないし同1の3の各取引終了日欄記載のとおり、原告 主張の過払金及び未払法定利息が発生していることが認められ、原告

の別紙計算書2の2記載の取引については、同計算書の取引終了日欄記載のとおり、原告 主張の過払金及び未払法定利息が発生していることが認められるが、別紙計算書2の3記載の取引については、同計算書の取引終了日欄記載のとおり貸金残金があることが認められる。

#### 4 相殺の主張（被告の主張①）について

前項で検討したように、原告 主張の別紙計算書2の3記載の取引については、取引終了日である平成14年6月3日時点において貸金残金があることが認められる。しかしながら、被告は金融業者であるから上記貸金は商事債権であり、平成14年当時の取引については支払を怠った場合には期限の利益を喪失する旨の約定が定められているのが通常であったことからすると、上記貸金債権が、別紙計算書2の2記載の取引に基づく過払金返還請求権が発生した同取引の終了日である平成22年1月23日の時点において時効によって消滅していたことは明らかである。

原告 が、被告に対し、平成22年7月9日の本件口頭弁論期日において、上記時効を援用する旨の意思表示をしたことは、当裁判所に顕著な事実である。

したがって、被告の相殺の主張は採用することができない。

#### 第4 結論

よって、原告 主張の請求については理由があるからこれを認容し、原告 主張の請求については別紙計算書2の2記載の取引に基づき主文2項記載の請求を求める限度で理由があるからその範囲で認容し、その余の範囲については理由がないからこれを棄却し、訴訟費用については、原告 主張の請求が棄却される範囲が原告らの請求のごく一部にとどまることから、民訴法64条ただし書、61条を適用して全部を被告の負担とすることとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事6部

裁判官 唐 木 浩 之

これは正本である

平成 2 年 10 月 22 日

東京地方裁判所民事第 6 部

裁判所書記官

鈴木 秀

